

井村行政書士事務所からお知らせ

消費税率引き上げに伴う登録代書業務等における
報酬料金の改定について

平素は、井村行政書士事務所における登録代書業務等に、ご理解とご協力を賜りお礼を申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、本年10月から消費税率が10%に引き上げられることとなりました。

つきましては、出費が嵩む折、大変恐縮ではございますが令和元年10月1日以降に、当事務所において取り扱う登録等申請時の報酬料金等につきましても、引き上げ税率相当分を転嫁した料金に改定することといたしましたので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、当事務所をご利用いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

井村行政書士事務所

行政書士 井村 数弥